

参加してみませんか

講座・催し

酒害教室

無料 申込不要

飲酒問題についての正しい知識と理解を深めませんか? 飲酒問題を抱え回復をめざしている方、家族の飲酒問題で悩んだり困っている方など、どなたでも参加できます。

日時 4月10日(水) 14時～16時

場所 区役所2階 集団検診室

内容 アルコール依存症専門病院の相談員によるミニ講座、当事者体験談など

統合失調症の家族教室

無料

統合失調症について家族が正しい知識を学び、本人への接し方などを参加者のみなさんと考えてみませんか? 「わが家だけが特別ではなかった」と気づける教室です。

日時 4月17日(水) 13時30分～15時30分

場所 区役所2階 集団検診室

内容 ・心理士によるミニ講座「家族として大切にしたいこと」
・家族交流会
・問題解決技法を用いたグループセッション

対象 統合失調症と診断された方のご家族
※初めて参加される方は必ず事前にご連絡ください

申込 電話・窓口

地域生活向上教室
(ほっこり・ほのぼの)

無料

地域で自分らしく安定した生活ができることを目的とした教室です。仲間と一緒にほっこりした時間を過ごしてみませんか? 午前の教室のため、生活リズムも整います。

日時 4月18日(木)、5月2日(木) 各9時30分～11時30分

場所 区役所2階 集団検診室

内容 軽い運動やレクリエーション、SST(ソーシャルスキルトレーニング)など

対象 統合失調症を中心とする精神障がいのある方
※主治医の意見書が必要です。初めて参加される方は必ず事前にご連絡ください

申込 電話・窓口

申込・問合 保健福祉課(保健活動) 1階⑪番 ☎06-6915-9968

区役所等からの
お知らせ

国民健康保険料は6月に
決定します

国民健康保険料は、「医療分保険料」、「後期高齢者支援金分保険料」、「介護分保険料」で構成され、それぞれ、全世帯に負担していただく「平等割」、被保険者(国民健康保険の加入者)の人数に応じて負担していただく「均等割」、前年中の所得に応じて負担していただく「所得割」の合計で計算します。

なお、保険料は4月から翌年3月までの1年間分を6月に決定し、6月中旬に、世帯主の方へ通知します(年度途中に加入されたときは、加入した月からの保険料を計算して通知します)。

問合 窓口サービス課(保険年金／保険) 3階③①番 ☎06-6915-9956

国民健康保険料の納付は
便利な口座振替で!

大阪市では、保険料の納付は口座振替を基本としていますので、安全・便利な口座振替をご利用ください。

申込手続きに必要なものは、保険証、キャッシュカードもしくは通帳、届出印です。口座のある金融機関が郵便局、または区役所下記担当でお申込みください。パソコン・スマートフォン・タブレット端末でも申込みができます。詳しくは、大阪市ホームページをご覧ください。

問合 窓口サービス課(保険年金／管理) 3階③①番 ☎06-6915-9946

市税事務所からのお知らせ

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、**4月30日(火)**です。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について 京橋市税事務所固定資産税グループ ☎06-4801-2957(土地)／2958(家屋) ☎06-4801-2873
固定資産税(償却資産)について 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎06-4705-2941 ☎06-4705-2905

令和6年度 狂犬病予防注射のご案内

狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。集合注射会場または動物病院で狂犬病予防注射を受けましょう。

集合注射会場(申込不要)

4月21日(日):鶴見区役所 西側(横堤5-4-19)
4月22日(月):鶴見緑地 西部コミュニティ広場(緑3-1)
4月23日(火):安田公園(安田4-2)
4月24日(水):今津公園(今津中2-3)

時間 13時30分～16時(雨天決行) ※荒天の場合は予告なく中止する場合があります

費用 注射料金(2,750円)と注射済票交付手数料(550円)を別々にお支払いいただきます。

※令和5年度からは、集合注射会場での飼い犬の登録申請受付および鑑札交付は行いません
※飼い犬の体調が悪い場合やアレルギーがある場合等は、注射を打てないことがあります
※登録済みの飼い犬については、3月に狂犬病予防注射案内通知書を送付しています。注射会場へ案内通知書を必ずご持参ください

動物病院

注射料金、診察時間、初診料の有無等については、直接動物病院にお問い合わせください。 ▲大阪市委託動物病院一覧

※大阪市委託動物病院では、マイクロチップを装着していない犬に限り、登録申請の受付および鑑札交付を行っています。また、鑑札および注射済票の再交付は行えません

※大阪市委託動物病院以外の動物病院で注射された場合は、病院が発行した「注射済証」を区役所に提示して、注射済票の交付手続きを行う必要があります

問合 保健福祉課(生活衛生) 1階⑪番 ☎06-6915-9973

令和6年4月分から児童扶養手当の
支給月額が改定されます

児童数	1人目	2人目	3人目以降
全部支給	44,140円 ▼ 45,500円	10,420円 ▼ 10,750円	6,250円 ▼ 6,450円
一部支給	44,130円～10,410円 ▼ 45,490円～10,740円	10,410円～5,210円 ▼ 10,740円～5,380円	6,240円～3,130円 ▼ 6,440円～3,230円

問合 保健福祉課(子育て支援) 1階⑫番 ☎06-6915-9107

令和6年4月分から特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の
手当月額が改定されます

①特別児童扶養手当(1級):53,700円▶55,350円
②特別児童扶養手当(2級):35,760円▶36,860円
③特別障がい者手当 :27,980円▶28,840円
④障がい児福祉手当 :15,220円▶15,690円
⑤経過的福祉手当 :15,220円▶15,690円

※①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給されます
※③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給されます

問合 保健福祉課(障がい者支援) 1階⑬番 ☎06-6915-9857 ☎06-6913-6237